

## 春日部市街路灯の設置及び管理基準

### 1 目的

夜間の交通安全をはかる目的をもって、街路灯を設置する。

### 2 定義

本基準において「街路灯」とは、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 道路照明灯（小型照明器具）

住宅地など、主に生活道路に設置するものとする。

#### (2) 道路照明灯（大型照明器具）

交差点や見通しの悪い道路、幹線道路などに設置するものとする。

### 3 設置について

設置箇所は春日部市道（地権者が市のものに限る）とし、職員は現地調査の上、次の基準により設置の可否を判断する。

#### (1) 設置する箇所

① 道路照明灯（小型照明器具）は、次の箇所に該当する場所に、必要に応じて設置する。なお、原則、電柱1本置き（60m間隔）とする。

- ア 市街地の道路
- イ 通学路
- ウ 公共施設に接続する道路
- エ 住宅地
- オ その他、交通上危険と思われる場所

② 道路照明灯（大型照明器具）は、次の箇所に該当する場所に、必要に応じて設置する。

- ア 夜間において交通量が多く、交通事故の多発する道路
- イ 交差点及び横断歩道
- ウ 見通しの悪い屈曲した道路
- エ 幅員構成が急激に変化する道路
- オ その他、夜間において交通上危険な道路

#### (2) 設置しない箇所

街路灯は、次の箇所に該当する場合は、設置しない。

- ① 行き止まりになっており、自動車が通り抜けられない道路  
ただし、以下の条件をすべて満たす場合はこの限りでない。
  - ア 道路延長が60m以上であること
  - イ 道路幅員が4m以上であること

ウ 当該道路に接する戸建て住宅が10戸以上であること  
エ 共架設置可能な電柱があること

- ② 国道
- ③ 県道
- ④ 私道
- ⑤ 設置箇所周辺の地権者等の同意が得られない場合
- ⑥ 家屋等への出入り口がない道路（空き家・畑等）や別路がある場合
- ⑦ 他の光源が要望箇所から60m以内にあり、交通の安全が確保されていると判断できる場合
- ⑧ その他、設置困難な場所

#### 4 開発に伴う街路灯整備について

事業者（開発事業者を行う者）は、春日部市開発事業に手続き及び基準に関する条例第44条別表第3「街路灯の整備」のとおり街路灯の設置に努めること。

#### 5 撤去について

道路環境の変化等を踏まえて必要性を再検討し、設置基準を充たさないと判断した街路灯については撤去する。

#### 6 申請について

街路灯の設置要望については、地元住民の要望を取りまとめたうえで、自治会等から申請書（様式第1号）の提出を受け付けるものとする。また、現地調査により、設置予定箇所が私有地内等に属する場合、又は耕作農地に隣接する場合には、利害関係者からの同意書（様式第2号）の提出を追って求めるものとする。但し、開発行為による事前協議に伴うものについてはこの限りでない。

#### 7 光源及び設置方式について

設置する街路灯の光源及び設置方法は原則として下表のとおりとするが、共架設置できる電柱が無い等の理由により、やむを得ない場合は鋼管ポールに設置する。

光 源	保 持 方 式
白色 LED	共架式